

中小企業のための 個人データ取扱要領（例）について

はじめに

この資料は、個人情報保護法第20条に定められている安全管理措置として、個人情報保護法ガイドライン（通則編）において個人データを安全に取扱うルール作りが求められているところ、**主に中小企業の皆様が個人情報の取扱いに関するルールを作成する際の参考として示すものです。**



留意事項

会社の規模、業種、組織体制、個人情報の種類等によって、行うべき安全対策は異なりますので、当該資料は、ガイドライン等で求められる安全管理措置の各項目を網羅しつつ、**考えられる基本的な内容を記載した資料**となっています。

したがって、皆様の業務の実態に合わせて適宜修正した上で、必要に応じてより具体化した下位規程を策定するなどして利用してください。

※1 この資料は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「8 講ずべき安全管理措置の内容」の「中小規模事業者における手法の例示」（※2）を基に作成したものです。中小規模事業者に該当しない事業者においては、一般事業者向けの「手法の例示」を参照していただいた上でご利用ください。

※2 「中小規模事業者」とは、従業員の数が100人以下の個人情報取扱事業者をいいます。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える者
- ・委託を受けて個人データを取り扱う者